

第15回京都海区漁業調整委員会 次第

令和5年6月28日午後2:30～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第1号議案 特定水産資源に関する令和5管理年度における
知事管理漁獲可能量について（諮問）

【第1号議案資料】

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

【第2号議案資料】

3 報告事項

(1) 京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針
の改正について 【報告事項(1)】

(2) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

【報告事項(2)】

(3) 大中型まき網漁業との調整について

【報告事項(3)】

4 そ の 他

5 閉 会



第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏名	備考
会長	葭矢 譲	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 鈎漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委員	津田 嘉春	舞鶴地区 鈎漁業 京都府漁業協同組合理事
委員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野 安徳	宮津地区 定置網漁業 (前) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委員	池田 香代子	株式会社「とト屋」女将
委員	吉本 秀樹	伊根町長



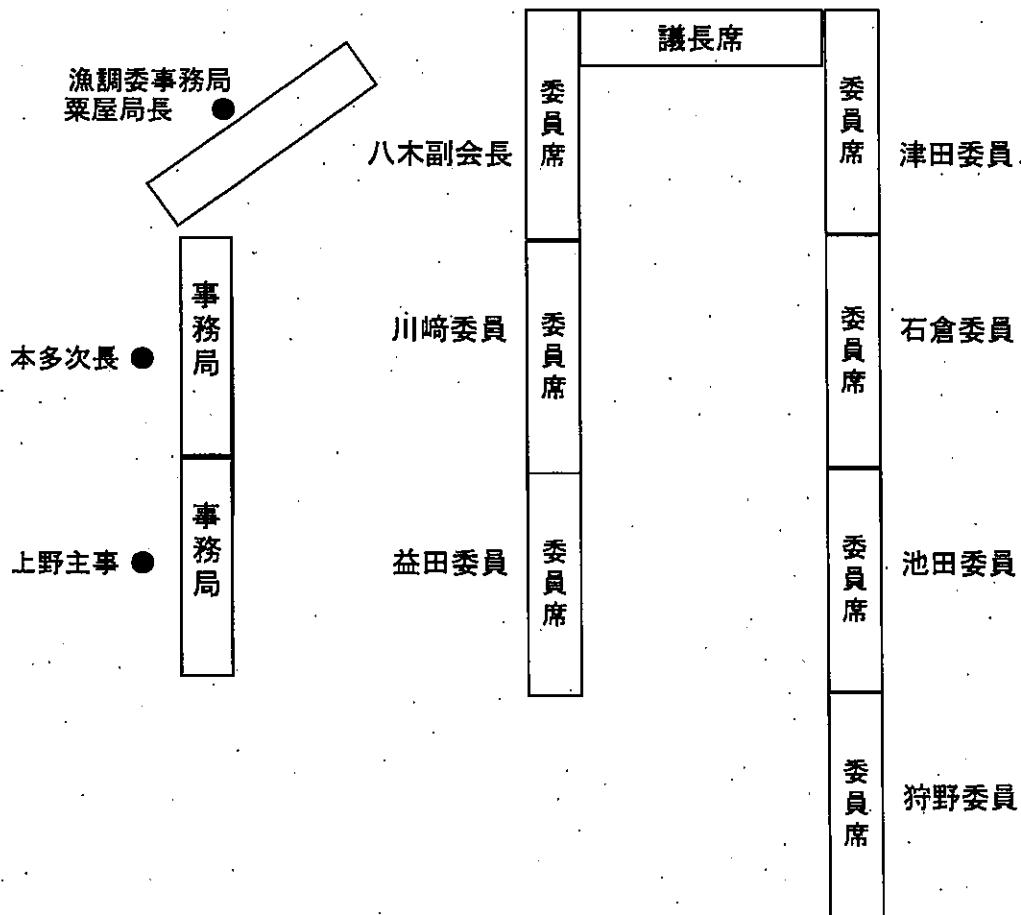
第22期京都海区漁業調整委員会（第15回委員会配席図）

令和5年6月28日(水)午後2時30分から

水産事務所 3階 研修室

名前

葭矢会長



京都府

京都府

水産課 水産事務所漁政課
水谷技師 尾崎副主査 戸嶋課長 廣岡係長



第1号議案資料

京都府

第1号議案 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

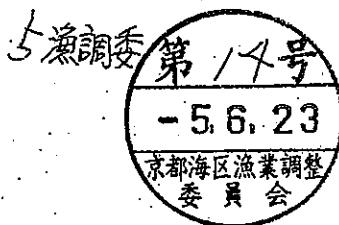
【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料1 特定水産資源（ずわいがに、まさば及びごまさば）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）





資料1

5水第338号
令和5年6月23日

京都海区漁業調整委員会
会長 菅矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（ずわいがに、まさば及びごまさば）に関する令
和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、ずわいがに日本海系群A海域、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を下記のとおり定めることについて、同条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群A海域	京都府ずわいがに漁業	89トン
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



第2号議案資料

京都府

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について
(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料2 小型機船底びき網漁業(手縄第一種漁業)の制限
措置等について(諮問)

参考資料 京都府漁業調整規則



5漁業委

第15号

- 5.6.23

京都海区漁業調整
委員会

資料2

5水事第312号
令和5年6月23日

京都海区漁業調整委員会
会長 菅矢護様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手縄第一種漁業）の制限措置等 について（質問）

標記のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定により質問します。

記

申請すべき期間：令和5年7月1日から令和5年7月31日まで

制限措置：下表のとおり

漁業種類	手縄第一種漁業（機船底びき網漁業）	
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	11隻	5隻
船舶の総トン数	10トン未満	10トン以上15トン未満
操業区域	東経135度20.0分の線以東の京都府沖合海面	
漁業時期	9月1日から翌年5月31日まで	
漁業を営む者の資格	「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第2の2に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	

担当	漁政課漁業漁船係
TEL	0772-22-4438



参考資料

○ 京都府漁業調整規則（抄）

令和2年11月18日
京都府規則第54号

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1)～(5) 略

- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

(継続の許可又は起業の認可等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2)～(4) 略

- ◆ 新たな府漁業調整規則に基づく知事許可の運用について、以下の対船許可是短期許可(1年)、かつ継続扱いとせず毎年の許可更新時に新規許可と同じく制限措置及び申請期間の公示を経て許可事務を行うこととする。
 - かごなわ漁業(ばい貝かごなわ漁業)
 - 他県から府沖合に入漁する小型機船底びき網漁業(手縄第1種)
 - 他県から府沖合に入漁する小型いか釣り漁業



報告事項（1）

京都府

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正について

【内 容】

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針について、改正されましたので、報告します。

【添付資料】

報告資料 1-1 「京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について

- 〃 2 新旧対照表
- 〃 3 京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（改正）

参考資料 京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書（令和4年6月2日締結）



令和5年6月28日
京都府水産事務所

「京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の
一部改正について

のことについて、下記のとおり一部改正しましたので報告します。

記

- 1 「京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の別表1の
京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業に係る操業区域を変更
理由：京都府と福井県の両府県業界間で相互入漁の不均衡解消に向けた協議
が継続された結果、令和4年6月2日付けで更新締結された協定において、福井県からの入漁船の操業区域については協定書第3の1により「京都府新井崎正北の線以東の京都府沖合海面」から「東経135度20.0分の線以東の京都府沖合海面」に変更されました。
令和4年度漁期に本結果を反映することができなかつたことより、令和5年度漁期の本府海域に入漁する福井県船の許可申請時に向けて業界間協定の内容を本府の許可の制限条件と一致させる必要があることから、取扱方針の所要の条項を変更するものです。

担当	漁政課漁業漁船係 尾崎副主査
TEL	0772-22-4438



京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表

改正前		改正後	
京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針		京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針	
第1～第8 〔略〕		第1～第3 〔略〕	京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針
附則（令和3年2月19日） この方針は令和3年2月19日から施行する。 「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」（昭和60年6月18日付け）は、廃止する。	附則（令和3年2月19日） この方針は令和3年2月19日から施行する。 「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」（昭和60年6月18日付け）は、廃止する。	附則（令和4年3月1日） この方針は令和4年3月1日から施行する。	この方針は令和4年3月1日から施行する。
附則（令和4年9月9日） この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）の施行の日（令和4年12月1日）から施行する。	附則（令和4年9月9日） この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）の施行の日（令和4年12月1日）から施行する。	附則（令和5年6月21日） この方針は令和5年6月21日から施行する。	この方針は令和5年6月21日から施行する。
(別表1)			
1 小型機船底びき網漁業			
漁業種類 手網漁（稚鰐漁 （稚鰐底びき網 漁業）	許可する 船舶の総 トン数 の上限	漁業区域 漁業区域に住所 を有する者	漁業許可 の条件 の実施
3隻	15トン未満	京都府新井崎 宮島町合浦面 9月1日から 翌年5月31日まで	手網第一級漁業 (底網底びき網 漁業)
14隻	10トン未満	京都府新井崎 正北の海面 の京都府性合 9月1日から 入漁する小 さな漁船底びき 網漁業	1年 (1) 日没2時間後から日出2時間前までの漁業 してはならない。ただし、11月6日から翌年5月 31日まで漁く。 (2) 船頭の頭も見ない漁場に横30センチメートル の赤色帯を地方し、その中央に白色をもつて区別 する。第2の2番号を記入しなければならない。 (3) 京都府新井崎正北3海里の海上と舞鶴市 「許可申請書」に記載の漁場を経て新井崎正北3海里の海上と舞鶴市 「新井崎正北端」に至る航路の漁場においては漁業してはならない。
9隻	10トン以上 15トン未満		14隻 15トン未満 9隻 10トン以上 15トン未満
(以下略)			
(別表2、様式 〔略〕			

別表2、様式 〔略〕

別表2、様式 〔略〕

備考
この方針は令和3年2月19日から施行する。
「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」（昭和60年6月18日付け）は、廃止する。

この方針は令和4年3月1日から施行する。

この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）の施行の日（令和4年12月1日）から施行する。



京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 漁業法(昭和24年法律第267号)(以下、「法」という。)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)(以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いについては、法及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(対象とする漁業種類)

第2 この方針は、次の1から8までに掲げる漁業種類を対象とする。

- 1 小型機船底びき網漁業(手縄第一種漁業)
 - (1) 機船底びき網漁業
- 2 小型機船底びき網漁業(手縄第二種漁業)
 - (1) 自家用釣餌料びき網漁業
- 3 小型機船底びき網漁業(手縄第三種漁業)
 - (1) とりがいけた網漁業
 - (2) なまこけた網漁業
- 4 機船船びき網漁業
 - (1) さより二そうびき機船船びき網漁業
 - (2) いそお機船船びき網漁業
- 5 かごなわ漁業
 - (1) いそおかごなわ漁業
 - (2) ぱいがいかごなわ漁業
- 6 小型いかつり漁業
- 7 固定式刺網漁業
 - (1) はまち底刺網漁業
 - (2) ひらめ底刺網漁業
- 8 いさぎ落し網漁業

(制限措置等)

第3 漁業種類ごとの許可又は起業の認可について、許可する船舶等又は漁業者の数の上限並びに規則第11条第1項による制限措置(船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格)、第13条による条件、第14条第1項による継続の許可の対象として指定するか否か、及び第15条による有効期間は、別表1のとおりとする。なお、規則第11条による新規の許可又は起業の認可に係る制限措置及び申請すべき期間については、その都度公示することとする。

本府において漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく漁船登録をしていない漁船を使



用する者への許可については、当該漁船の登録されている都道府県と本府の漁業者団体が締結する協定に定められた隻数を許可する数の上限とする。

(審査の方法等)

第4 知事は、規則第4条又は第6条による許可又は起業の認可に係る申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じてヒアリングを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

2 規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一人が同種の漁業種類について2以上の許可又は起業の認可を申請する場合をいう。

ただし、京都府に住所を有しない者が制限措置に基づき申請する場合及び小型機船底びき網漁業（手縄第三種漁業）のうち、複数の漁船を所有する漁業者であって、海域により使用する漁船を変更するなど、許可を受けた複数の漁船を同時に使用しない場合を除く。

3 規則第10条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」とは、過去5年以内において、次の（1）又は（2）に掲げる漁業又は労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に2回以上処せられた者をいう。

（1）漁業に関する法令

ア 法

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

ウ 臓虎脛肭獣獵獲取締法（明治45年法律第21号）

エ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）

オ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）

カ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）

キ 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）

ク 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）

ケ 規則

コ ア～ケに基づく命令

（2）労働に関する法令

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）

ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

エ 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）

オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

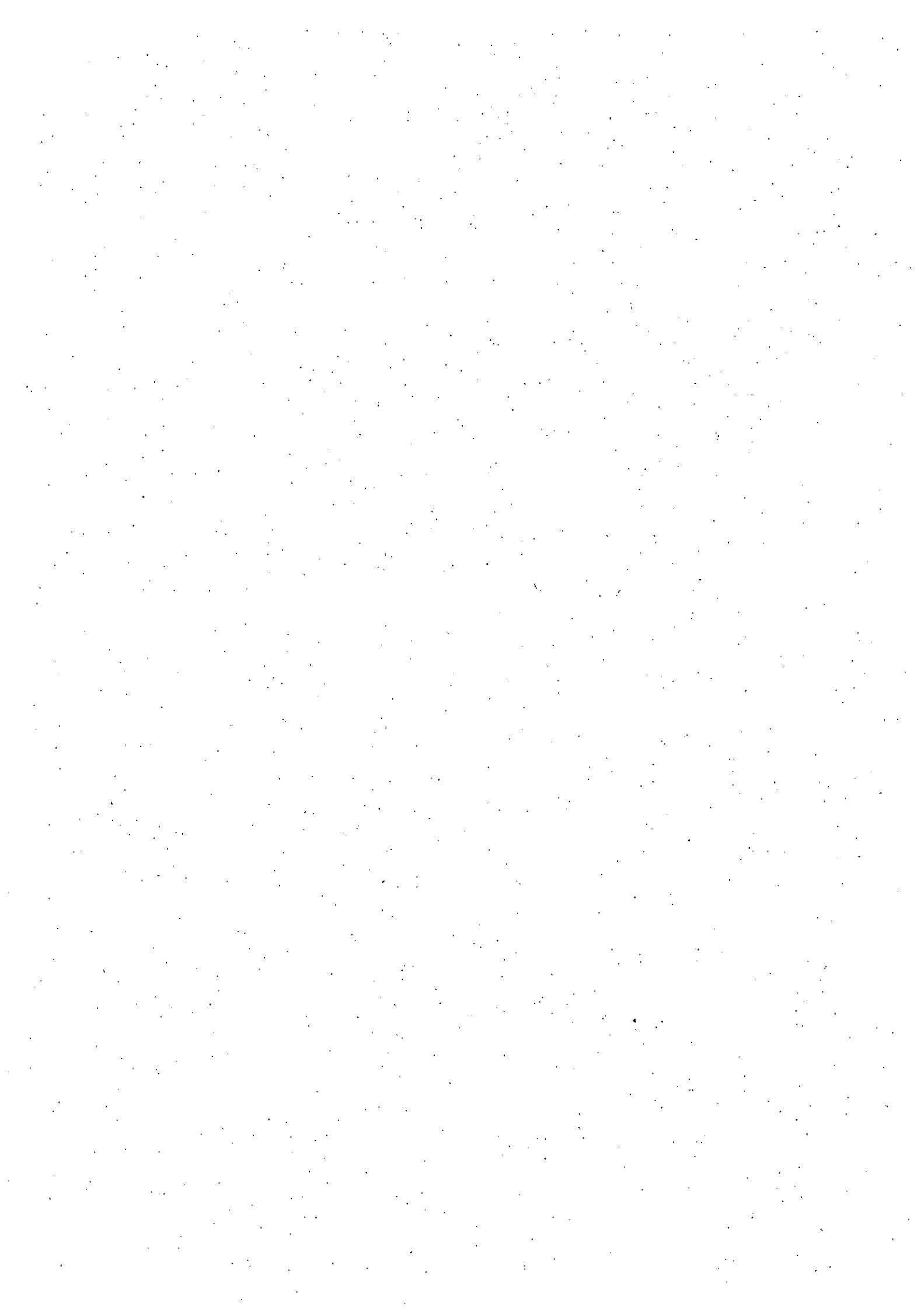
カ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

キ 船員法（昭和22年法律第100号）

ク 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）

ケ 労働組合法（昭和24年法律第174号）

コ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）



サ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

シ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

ス 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

セ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）

ソ ア～セに基づく命令

4. 許可又は起業の認可を受けようとする者が、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当するか否かについて、必要に応じて、京都府警察本部に照会する。

5. 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準として、次のとおり許可の優先順位を定める。

第 1 位 許可を受けるために申請した漁業（以下、「申請漁業」という。）の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が、漁業許可を受けた漁船と同一の船又は代船により申請した場合

第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該漁船を使用する権利を取得して申請した場合

第 3 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船以外の漁船により申請した場合

第 4 位 申請漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者（以下「申請漁業の経験者」という。）が申請した場合

第 5 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合

第 6 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合

第 7 位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

6. 5 の規定による第 1 位から第 4 位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。

7. 5 の規定による第 5 位及び第 6 位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によるものとする。

第 1 位 申請漁業の操業区域において漁業を営む者

第 2 位 申請漁業の操業区域において漁業に従事する者

第 3 位 申請漁業の操業区域以外において漁業を営む者

第 4 位 申請漁業の操業区域以外において漁業に従事する者

8. 規則第 11 条第 7 項の規定による許可の基準として、次のとおり許可の優先順位を定める。

第 1 位 申請漁業の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が申請した場合

第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、申請した場合

第 3 位 申請漁業の経験者が申請した場合

第 4 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合



- 第5位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合
- 第6位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合
9. 8の規定による第1位から第3位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。
10. 8の規定による第4位及び第5位において同順位である者相互間の優先順位は、7の規定による。
11. 8から10までの規定による順位付けにより、許可又は起業の認可をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を決定する。

(申請等に必要な提出書類)

第5 許可の申請等に必要な書類は、次の(1)から(10)に掲げる書類のほか、別表2に掲げる書類とする。

(1) 規則第3条による代表者の届出	第1号様式
(2) 規則第8条又は第14条による許可又は起業の認可の申請	第2号様式
(3) 規則第16条による変更の許可申請	第3号様式
(4) 規則第17条による相続又は法人の合併若しくは分割の届出	第4号様式
(5) 規則第18条による許可を受けた船舶の廃止等の届出	第5号様式
(6) 規則第19条による休業又は就業の届出	第6号様式
(7) 規則第21条による資源管理の状況等の報告	第7号様式
(8) 規則第27条による許可証の書換え交付の申請	第8号様式
(9) 規則第28条による許可証の再交付の申請	第9号様式
(10) 規則第30条による許可証を返納できないときの届出	第10号様式

(起業の認可の有効期間)

第6 規則第7条第2項に規定する知事が指定する期間は、認可の日から10箇月(起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで)とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長した場合は、その延長した期間を加算した期間とする。

(申請書等の提出先)

第7 申請書等の提出先は、京都府水産事務所とする。

(許可証)

第8 規則第24条の規定による許可証は、第11号様式によるものとする。

附則(令和3年2月19日)

この方針は令和3年2月19日から施行する。

「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」(昭和60年6月18日付け)は、廃止する。



附則（令和4年3月1日）

この方針は令和4年3月1日から施行する。

附則（令和4年9月9日）

この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）の施行の日（令和4年12月1日）から施行する。

附則（令和5年6月21日）

この方針は、令和5年6月21日から施行する。

※（別表1及び2、様式：省略）



参考資料

京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の 操業に関する協定書

京都府海域での水産資源の保護と漁業秩序の維持確立並びに漁業調整の円滑を図るため、一般社団法人京都府機船底曳網漁業連合会（以下「甲」という。）と福井県底曳網漁業協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり入漁に関する協定を締結する。

第1 入漁の隻数

1 甲は平成4年4月20日付けで認めた乙所属の総トン数10トン以上に大型化し入漁する者の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 令和4年6月現在、福井県小浜市に居住して京都府の小型機船底びき網漁業許可を受有する者のうち、小浜地区1隻の入漁を認める。

2 京都府へ入漁する乙所属の小型機船底びき網漁船は上記1のほか、総トン数10トン以上漁船は4隻以内、また総トン数10トン未満漁船は11隻以内とし、上記1と合せ合計16隻以内の入漁を認めるものとする。

3 次回協定書の書き換えに向け、双方で入会海域縮小等のための協議を進めるものとする。

第2 許可の取扱

1 京都府へ入漁する当該漁業の許可は、次のとおり制限して取り扱う。

(1) 当該許可は、譲渡又は貸与してはならない。

(2) 当該許可を受けたものが廃業したとき、又は、許可を必要としなくなったときは許可を返納すること。

(3) 当該許可を受けた者は、今後は他の者と共同経営をしてはならない。

(4) 当該許可を受けた者が現居住地区以外に転出する場合には、許可を返納すること。

(5) 当該許可を受けた者が死亡した場合、その相続人が他の地区に居住しているとき、または他の地区に転出するときは許可を返納すること。

(6) 当該漁業の許可証及び漁船登録票の記載事項のうち、漁船登録番号が変更される事項、船舶の総トン数、推進機関の馬力数を変更する場合及び船舶を変更しようとするときは、予め甲に協議して承諾を得なければならない。

また、船名及び住所を変更したときは、すみやかに甲に届け出ること。

なお、これらの手続きを怠ったときは、当該許可を返納すること。

(7) (1)から(6)に基づき当該許可を返納した場合は、その都度、第1の入漁を認める隻数から当該漁船の数を減じる。

(8) 第1の隻数を減じたときは、以後、増加しないものとする。

2 京都府への入漁の許可を受けようとするときは、乙は毎年5月中に「許可申請予定者名簿」を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

なお、甲の確認の得られたものについて、乙は京都府知事への許可申請の事務を行うものとする。

(1) 許可申請予定者名簿の中に第4の1に該当する者がある場合には、乙の責任において当該者を処置するとともに、甲にその内容を報告すること。

第3 操業の制限

1 操業区域

京都府に入漁する漁船は、漁業許可証に記載する操業区域にかかわらず、許可された海域のうち、東経135度20.000分（世界測地系）の線以西の海域では操業してはならない。

2 夜間操業の禁止

京都府海域に入漁する漁船は、漁業許可証に記載の制限条件の(1)のただし書きにかかわらず、すわいがに解禁の日から翌年5月31日までの間、許可された操業区域のうち水深200メートル以浅の海域では、夜間（日没2時間後から日出2時間前まで）は操業してはならない。

3 春漁期の操業禁止

すわいがに漁期終了の日から5月31日までの間、次の点を順次結んだ線と京都府・福井県県境線を境界線とし、境界線以西及び以北の海域で操業してはならない。

【世界測地系】

- A点: 北緯35度45.143分、東経135度22.000分
- B点: 北緯35度52.000分、東経135度22.000分
- C点: 北緯35度52.000分、東経135度25.000分
- D点: 北緯35度57.000分、東経135度25.000分
- E点: 北緯35度57.000分、東経135度29.200分

【日本測地系】

- A点: 北緯35度44.954分、東経135度22.168分
- B点: 北緯35度51.813分、東経135度22.171分
- C点: 北緯35度51.813分、東経135度25.171分
- D点: 北緯35度56.814分、東経135度25.171分
- E点: 北緯35度56.814分、東経135度29.372分

4 秋漁期の操業禁止

9月1日からずわいがに解禁の前日までの間、次の点を順次結んだ線と京都府・福井県県境線を境界線とし、境界線以西及び以北の海域で操業してはならない。

【世界測地系】

- A点: 北緯35度43.529分、東経135度25.000分
- B点: 北緯35度55.000分、東経135度25.000分
- C点: 北緯35度55.000分、東経135度29.200分

【日本測地系】

- A点: 北緯35度43.341分、東経135度25.169分
- B点: 北緯35度54.814分、東経135度25.172分
- C点: 北緯35度54.814分、東経135度29.372分

5 ずわいがに漁期の操業禁止

2月19日から3月20日までの間、北緯35度56.000分、東経135度20.000分（世界測地系）の線以北並びに以西の海域においては操業してはならない。（日本測地系=北緯35度55.814分、東経135度20.171分）

第4 漁業秩序の維持

- 1 漁業秩序の維持確立を図るため、底びき網漁業に関する諸法令・規則を遵守することは勿論のこと、本協定書並びに資源保護に関する事項等に係わる重大な違反行為があった場合には、違反者は直ちに当該漁業の許可を返納するとともに、違反者の所属す

る地区の全許可船について東経135度25分以西は操業できないこととする。

なお、上記の地区とは以下の区分による地区的単位とする。

- 第1地区 おおい町並びに小浜市
- 第2地区 越前町のうち道口、厨
- 第3地区 越前町のうち小樟、大樟



2 第4の1の事項を遵守し係わる違反を未然に防止するため、乙は所属員に対して十分な指導、監督を行うものとする。

第5 資源保護

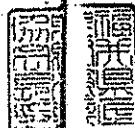
- 1 甲及び乙は、京都府の海域における底びき網漁業の資源の保護培養並びに底びき網漁業の振興を図るために、共に一致協力して取り組むものとする。
また甲からこのことについて申し入れをしたときは、積極的に対応し協力するものとする。
- 2 京都府の海域での水産資源の保護及び管理のためにつくられた「水産資源管理計画」の内容のうち、底びき網漁業の規制に関する事項を遵守して操業するものとする。
- 3 京都府の海域においては水がにの漁獲を禁止とする。

第6 疑義の解決

本協定に定めない事項で疑義を生じた場合には、甲乙双方は協議して解決するものとする。

第7 協定の期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年5月31日までとする。但し、第3の「操業制限」については、甲乙協議し必要に応じ本協定の有効期間中に変更することができるものとする。



以上、本協定を誠実に履行するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年6月2日

甲 一般社団法人

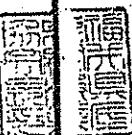
京都府機船底曳網漁業連合会

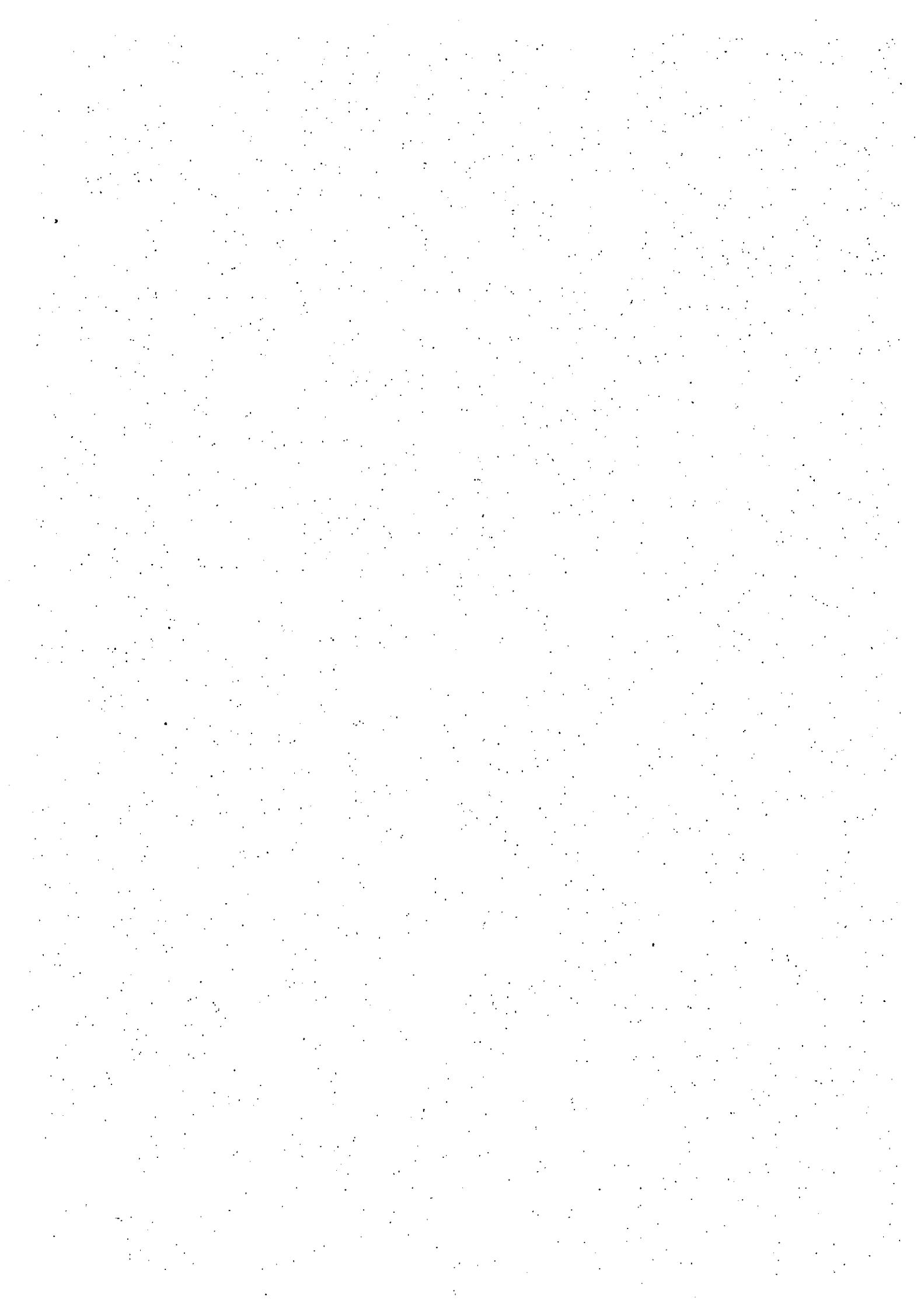
代表理事 岡田政行



乙 福井県底曳網漁業協同組合

会長 中野良





報告事項（2）

事務局

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

【内 容】

令和5年5月26日、東京都において第59回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催され、京都海区からは、葭矢会長と本多事務局次長が出席しました。

第1号から4号までのすべての議案について承認されました。

要望書(案)及び要望事項、要望先の内容は、報告資料2-1、2-2のとおりです。

また、当海区の益田玲爾委員が委員表彰(一般表彰:10年以上委員歴任)を受賞されました。

【添付資料】

報告資料2-1 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会
要 望 書 (第 3 号 議 案)

報告資料2-2 全国海区漁業調整委員会連合会
令和5年度要望事項及び要望先

要望の結果等については、全漁調連から、後日、報告があります。次回以降の委員会で報告します。



第3号議案

協議事項（中央要望活動）

令和5年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について



令和5年度 全漁調連要望書(案)

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

また、新型コロナ感染症が日常生活に浸透し、我々の生活のあり方も大きく変化しております。かつてないほど多くの人々が、遊漁だけにとどまらない海洋レジャーを楽しむようになり、遊漁者、プレジャー・ボート利用者等との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していくかなくてはなりません。

国際情勢もこの数年で大きく変わり、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

さらに、東京電力第一原子力発電所の事故においては、事故発生から12年が経過し、様々な取組により水産物の需要は回復傾向にあるものの、令

和5年1月の関係閣僚会議において、ALPS処理水の海洋放出について、具体的な放出時期として令和5年春から夏頃を見込むことが示され、新たな風評が生じることへの懸念や水産物の需要減少が危惧されております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和5年5月26日の第59回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年5月

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 今野 智光

新規要望項目

- ・漁業監督吏員の資質向上（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について（太平洋クロマグロの資源管理について）
- ・AISを活用した事故防止・安全航行の指導（沿岸資源の適正な利用について）
- ・漁獲量を正確に把握する仕組みの整備（漁業法改正後の制度運用について）
- ・定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及（漁業法改正後の制度運用について）
- ・遊漁者に資源管理を行わせる体制整備（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化（海洋性レジャーとの調整等について）

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規要望項目

II 沿岸漁場の秩序維持について

漁業監督吏員の資質向上

漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化

違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

III 太平洋クロマグロの資源管理について

沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

A I Sを活用した事故防止・安全航行の指導

A I S利用の普及に努めるとともに、A I Sが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はA I Sを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

V 漁業法改正後の制度運用について

漁獲量を正確に把握する仕組みの整備

T A C魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心を開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていくなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いだ対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1. 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2. 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徵収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報

の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

- ① 組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警

察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

② また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

【新規】（再掲）

2 「密漁もの」の流通防止

① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。

② 違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。【新規】（再掲）

③ 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。

④ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（I S C）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を既に達成し、次期回復目標（漁獲がない場合の資源量の20%（約13万トン）まで回復）も令和5年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、さらなる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

ア 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合せて検討すること。

イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

ウ 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用ほかの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

エ 資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たな来遊海域における資源調査を行うこと。

③ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について【新規】（再掲）

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に

属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

2. 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむ得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援策を行うこと。

イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

ウ 数量管理にあたり、やむを得ず放流した個体がつい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を 19 トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等について

は、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いている。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会（N P F C）で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合（大臣許可）漁業の調整

- ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。
- ② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては隨時操業の条件として内容を盛り込むこと。
- ③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。
- ④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。
- ⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

- ① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り

組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視すること。

また、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海海域において、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう関係漁業者に指導すること。

② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大蔵許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の中導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締

りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、国及び都道府県における意見交換や検討会の場も設け、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。

② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

③ AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。【新規】（再掲）

V 漁業法改正後の制度運用について

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続する

ための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新制度の円滑な運用について

- ① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。
- ② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。

3 新たな資源管理措置等について

- ① 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難または適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。
- ② TAC対象魚種の追加は漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と合意のもとに慎重に進めること。
- ③ 数量管理の導入にあたっては地域の漁業の特性を考慮するとともに、漁獲可能量の配分は都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置網等の網漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。そのうえで、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。
- ④ 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。
- ⑤ TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕

組みを整えること。【新規】（再掲）

⑥ 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

【新規】（再掲）

VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いているが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成 25 年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成 28 年 1 月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成 29 年 6 月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成 26 年 8 月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年 10 月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和 4 年に入って以降これまでにない頻度で発射され、射程距離の精度向上が見られることから、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い

憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国の EEZ 内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯 27 度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象と

なるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮屈した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④ 北朝鮮のミサイル発射については、外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保との確な情報提供に万全を期すこと。

4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボートや遊漁船等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、免許・登録が不要ないわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻轆する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国におかれでは民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

さらに、これら船舶等を使用した遊漁が漁業の資源管理に大きな影響を与えることが危惧されています。

一方、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボートやジェットスキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

また、プレジャーボート、ミニボートで海難事故を起こした利用者が十分な保険に加入していないことが多い、漁具、漁船等の物損被害の補償トラブルに発展することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事

項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に関する積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーと漁業制度の基本的な考え方を当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシングに際しては視認しやすいブイ等の標識表示を義務付けるなど実行性のある海難防止対策を図ること。

③ 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については釣獲実績報告を義務化するなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

④ 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備【新規】（再掲）

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボート利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

と。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化【新規】（再掲）

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とする働きかけること。



報告資料 2-2

全国海区漁業調整委員会連合会 令和5年度要望事項及び要望先

区分	農林水産省 農業委員会	農林水産省		外務省	海上保安庁	海事局
		農業委員会	水産庁			
Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について						
1. 海区漁業調整委員会制度の堅持	○	○	○			
2. 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	○	○	○			
3. 新たな漁業関係法令の改正について	○	○	○			
4. 海区漁業調整委員会の質向上について	○	○	○			
Ⅱ 違法捕獲の取締り強化等						
① 取締り体制の連携強化	○	○	○			○
② 【新規】漁業監督更員の質質向上	○	○	○			○
2. 「密漁もの」の流通防止						
① 密漁ものを排除する意識の指導・啓発活動	○	○	○			
② 【新規】違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化	○	○	○			
③ 水産流通適正化法の制度の周知及び現場の負担を軽減するための措置の実施	○	○	○			
④ シラスワナギの流通の透明化	○	○	○			
Ⅲ クロマグロ資源の適正利用について						
1. クロマグロ資源の適正利用						
① 資源評価結果に基づく漁獲枠の枠内での実現等	○	○	○			
② 渔獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	○	○	○			
③ 【新規】沿岸(さくまぐら)漁業等のあり方について	○	○	○			
2. 走査網等における審査手法の確立および支援措置						
① 渔業規制ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等	○	○	○			
② 渔獲回遊支援者置換の予算確保と漁獲枠支援制度の創設	○	○	○			
③ 渔業収入安定対策の要継続化と積算の維持等	○	○	○			
④ 渔獲状況を把握するシステム構築	○	○	○			
3. 逆漁衝突の緩和措置	○	○	○			
Ⅳ 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整						
1. 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整	○	○	○			
① 水産庁による両者の共存共生のための話し合いの主導と合意形成に向けた調整	○	○	○			
② 沿岸に準じた禁漁期間の設定など、沖合漁業の許可内容の見直し	○	○	○			
③ カツオ・ブルメイにおける沖合漁業と沿岸漁業の漁業調整	○	○	○			
④ 海洋環境の変化への対応や大黒礁規制による水産資源の適正管理	○	○	○			
⑤ 渔業構造改革総合対策事業にかかる沿岸漁業者への配慮	○	○	○			
2. マリバ太平洋系群の適正利用						
① 適切な資源管理の実施における指導と、大中型まき網漁船及びロシア漁船による漁獲の調整	○	○	○			
② 適正な目録管理基準の設定	○	○	○			
③ 渔業者等の関係者に十分配慮した資源管理指針の実施	○	○	○			
3. カツオ資源の適正利用						
4. 公海におけるサバ、マサバ等の水産資源の適正利用	○	○	○			
5. 沖合漁業の規制緩和の確立						
① 付属船を含む大中型まき網漁船全般へのVMS設置の義務付け	○	○	○			
② VMSを効果的に運用した違反撃滅の叫止と取締り強化等	○	○	○			
6. 渔業法改正後の実行について						
1. 改正漁業法施行後の事務の円滑化について	○	○	○			
2. 新制度の円滑な運用について						
① 地域課題への対応における指導・助言	○	○	○			
② 渔業権切替手続きにおける指導・助言	○	○	○			
3. 新たな資源管理制度について						
① 渔業現場の実情に即した資源管理措置の検討	○	○	○			
② 渔業者等の理解と合意のもとでの資源管理制度の導入	○	○	○			
③ 沿岸の零細漁業の経営に十分配慮した資源管理指针の実施	○	○	○			
④ 成長対策の具体化	○	○	○			
⑤ 【新規】漁獲量を正確に把握する仕組みの整備	○	○	○			
4. 【新規】定置網漁業の特性に即した資源管理制度の新技術の開発・普及	○	○	○			
Ⅴ 外國漁船問題について						
1. 幅他の経済水域の境界の画定	○	○	○	○		
2. 渔業協定等の見直し、既定水域等の換算秩序確立と資源管理						
① 日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	○	○	○	○		
② 日台漁業取決め適用水域内における安全操業の確保と台湾漁船のPI保険の加入の義務化	○	○	○	○		
③ 朝国漁船の操業規制と日韓協定水域の操業秩序確立	○	○	○	○		
④ 中国漁船の日中協定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	○	○	○	○		
⑤ ロシアとの協定に基づく漁業の操業権の確保と操業条件の協和に向けた横断的交渉や支援の実施	○	○	○	○		
⑥ EEZ内におけるロシア大型ローラーによる漁具被害の防止にかかる連絡体制の構築及び被害償償の実施	○	○	○			
3. 外國漁船の取締り強化と漁業者の安全の確保						
① 領航及びEEZ内における外國漁船に対する、徹底した取締りの実施	○	○	○		○	
② 国公船や外國船の位置動向の監視と、漁船や関係機関に対する情報提供	○	○	○		○	
③ 外國漁船等の泊港にかかる、地元漁業や環境に対する影響の防止	○	○	○		○	
④ 北朝鮮のミサイル発射に係る迅速な情報提供	○	○	○		○	
4. 技術の改善	○	○	○			
Ⅵ 海洋生息資源などの調査等について						
1. 逆漁と漁業の調整						
① 逆漁マーケット漁業の基本的考え方による積極的な広報等の実施	○	○	○			
② スペアフィッシングに対する規制強化	○	○	○			
③ 逆漁者の資源利用の実態把握	○	○	○			
④ 【新規】逆漁者に資源管理制度を行わせる体制整備	○	○	○			
2. ブリーバート等の直前に係る安全性の確保と漁業被害の防止						
① 利用者に対する保険加入の義務付け又は漁業被害を想定した物損被害の補償の充実	○	○	○		○	
② PB利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討	○	○	○			
3. ミニボートによる危険行為の防止						
① 安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必要性	○	○	○		○	
② 海難事故や渦潮な救助活動のための実効性ある対策の実施	○	○	○		○	
③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備	○	○	○		○	
④ 【新規】ミニボートの保険加入義務化とミニボートの保険対象化	○	○	○		○	



報告事項（3）

事務局

大中型まき網漁業との調整について

【内 容】

令和5年6月14日に開催されました「中部日本海まき網漁業協議会」に出席し、まき網関係者と協議を行いました。その概要を報告します。

今年は、第4項に、舞鶴港などの入港時における事故防止のための低速航行による安全面への配慮について追加要望しました。

【添付資料】

報告資料3 大中型まき網漁業との調整について
(中部日本海まき網漁業船主部会の結果概要)

参考資料1 申入書類：京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守について及び添付書類

参考資料2 京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守について(当初案)



大中型まき網漁業との調整について (中部日本海まき網漁業船主部会の結果概要)

- 1 開催日時 令和5年6月14日(水) 午後4:00~5:00
- 2 開催場所 石川県金沢市昭和町16-3 ANAクラウンプラザホテル金沢
- 3 出席者
水産庁職員、島根県職員、石川県職員、(一社)全国まき網漁業協会、日本遠洋旋網漁業協同組合、西日本魚市株式会社、山陰旋網漁業協同組合、日本海大中型まき網漁業者協議会、中部日本海まき網漁業協議会、同協議会会員6社
※京都海区漁調委からは、葭矢会長、本多事務局次長が出席
- 4 要望活動
大中型まき網漁業との調整を考える会を代表し、葭矢座長が、要望書、別添海域図、京都府海面の操業ルール、京都海区漁業調整委員会指示一覧図及び京都府漁場利用協定パンフレット等を用いて、下記の項目について、中部日本海まき網漁業協議会に申し入れを行いました。
 - (1) 各禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
 - (2) 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
 - (3) 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
 - (4) 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、できるだけ低速航行し、事故防止に努める。
 - (5) マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
 - (6) 大グリ、冠島周辺において3月から4月末まで、11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
 - (7) 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
 - (8) テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

5 てん末

中部日本海まき網漁業協議会が関係船団と協議を行い、結論をまとめ、後日文書で回答されます。



参考資料 1

令和 5 年 6 月 14 日

中部日本海まき網漁業協議会
会長 宮下 新市 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長 萩 矢 譲

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守について

初夏の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成 18 年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、17 年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項等の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

令和元年には、貴協議会所属のまき網船に、回転灯を点け操業中の本府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しております。本府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただいていることは承知しておりますが、AIS (船舶自動識別装置) を利用すれば、簡単・確実に航行等の安全に役立ちますので、法令等で常時作動させることは義務付けられていませんが、決議事項 3 のとおり「京都府沿岸域で航行・操業する際は AIS を作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する本府所属の漁船については、行政、漁業者団体からも AIS の搭載、作動について推進していくこととしております。

また、平成 31 年度に引き続き、令和 2 年度に決議事項 6 の期間を「10 月から 11 月」から「11 月から 12 月末」へと変更することについて要望したところですが、御存知のとおり 12 月のブリの漁獲は本府沿岸漁業におきまして

は非常に重要ですので、操業について御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、『丹後とりがい』やかき類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されると波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、特に、早朝から午前中までの時間帯の湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員に周知のほどよろしくお願ひいたします。

記

- 1 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- 2 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
- 3 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- 4 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、できるだけ低速で航行し、事故防止に努める。
- 5 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 6 大グリ、冠島周辺において3月から4月末まで、11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

操業の自粛をお願いする海域

[対象海域]

▼白石礁周辺

11月～12月末の期間

▼大グリ及び冠島周辺

3月～4月末の期間

11月～12月末の期間

▼テンバグリ・シモグリ周辺

いか釣等の操業中は、
御配慮をお願いします。

8083	0989	0986	0983	0889
8091	0997	0994	0991	0897
8092	0998	0995	0992	0898

The map shows the coastline from approximately 36°00' N to 30°00' N and 135°00' E to 130°00' E. Key locations labeled include 浜詰 (Hamazaki), 経ヶ岬 (Koseigatake), 宮津 (Miyazu), 舞鶴 (Maizuru), 浦島礁 (Ushimadojima), 中浜 (Nakabumi), 網野 (Nishio), 伊根 (Iga), and 野原 (Nohara). Various fishing grounds are marked with grid numbers (e.g., 8091, 0997, 0994, 0991, 0897, 8092, 0998, 0995, 0992, 0898, 0996, 0993, 0899) and letters A through H. Specific areas are designated as 禁止区域 (Prohibited Areas) or 可能区域 (Possible Areas). A legend at the bottom left indicates symbols for prohibited fishing, possible fishing, and possible fishing with firelight utilization.

緯度・経度（世界測地系）

白石礁周辺

A	35-49.77	135-16.69
B	47.67	17.18
C	47.25	15.31
D	48.37	14.65

大グリ周辺

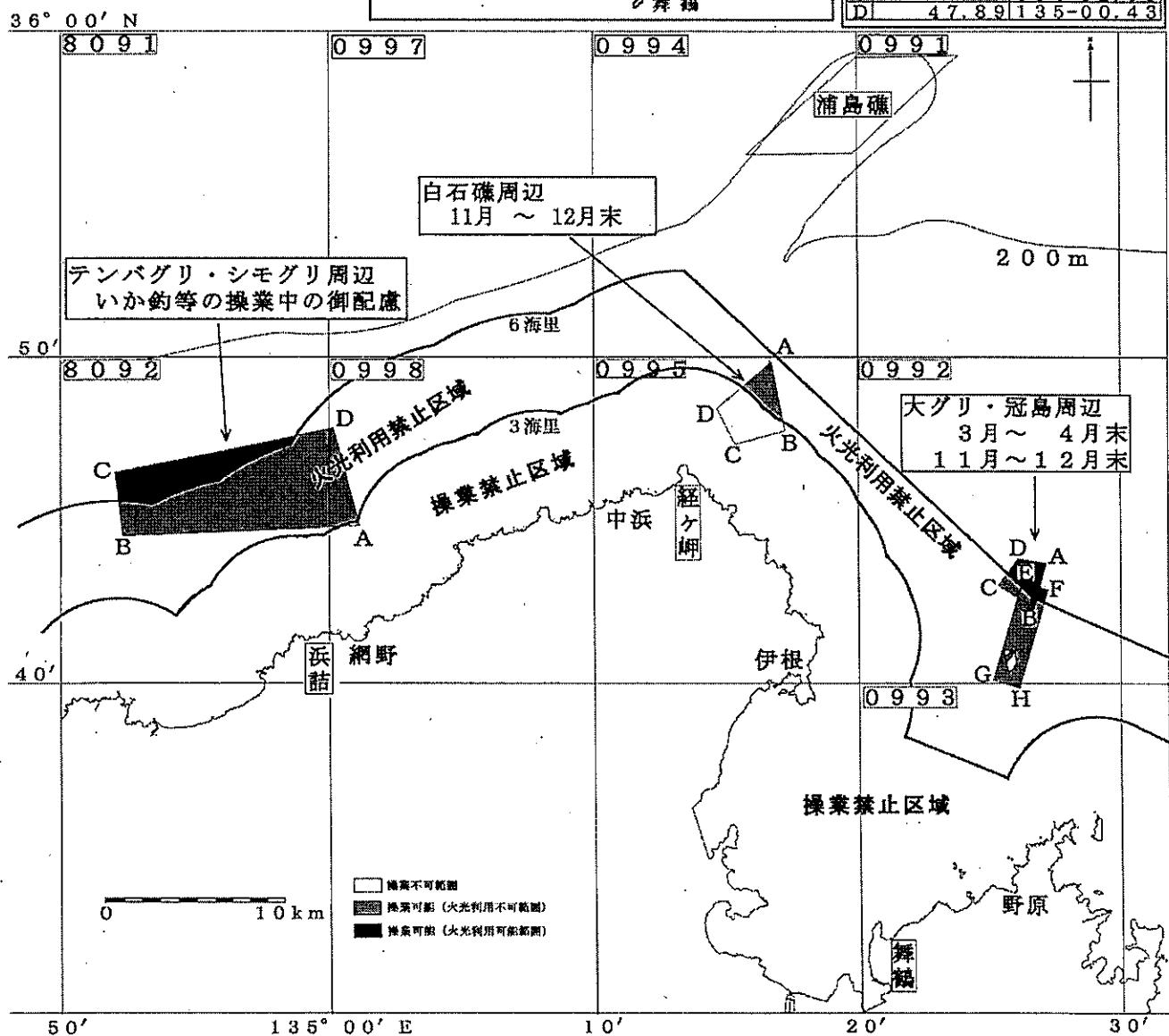
A	35-43.89	135-26.79
B	42.54	26.31
C	43.21	24.95
D	44.04	25.71

冠島周辺

E	35-43.33	135-25.84
F	43.05	26.83
H	40.11	25.75
G	40.37	24.78

テンバグリ・シモグリ周辺

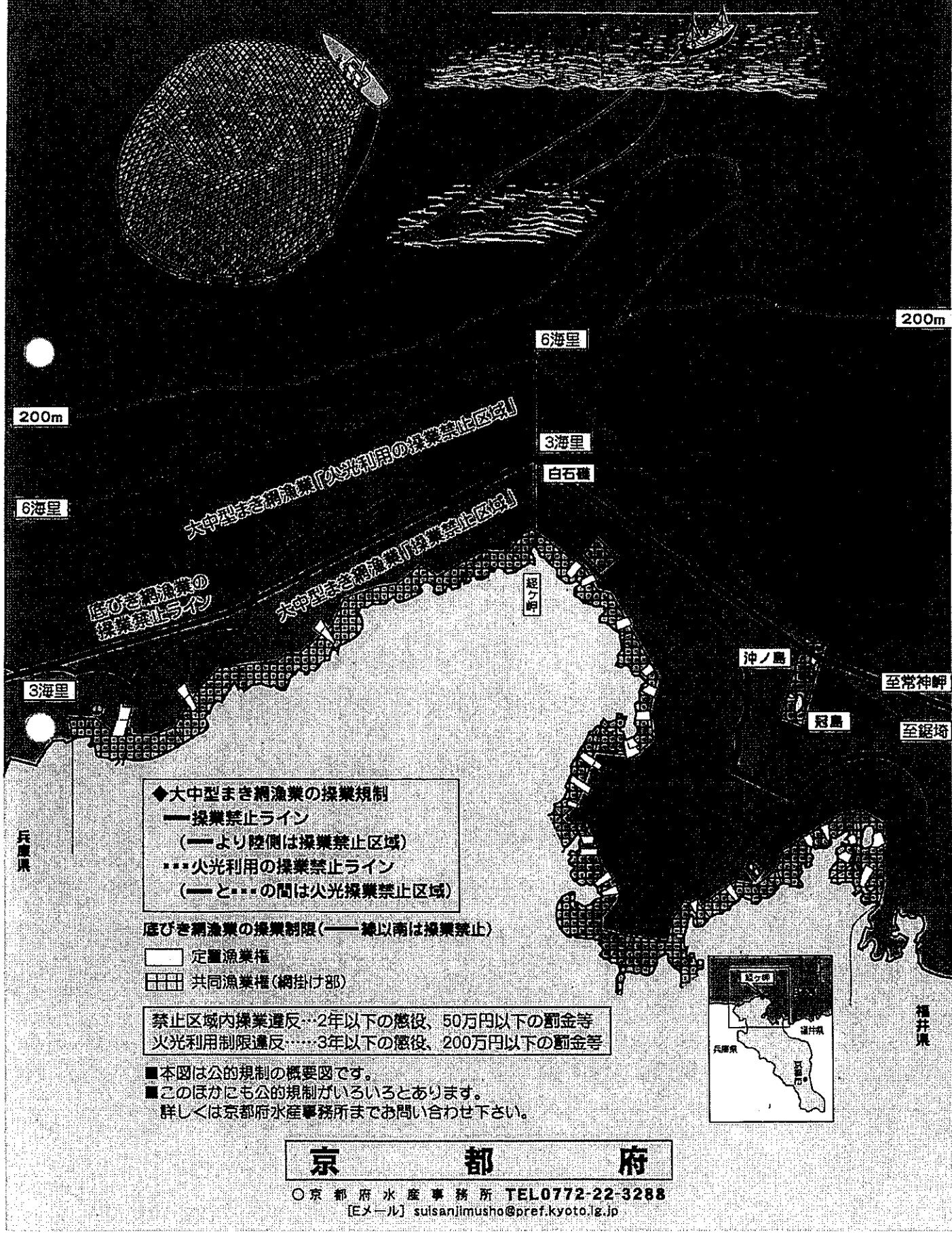
A	35-44.89	135-01.43
B	44.69	134-52.93
C	46.64	134-52.68
D	47.89	135-00.43



* ABCD : 京都府漁場利用協定区域

E F H G : 京共第7号共同漁業権

京都府海面の操業ルール



下線部が令和4年度文書からの変更点

下線部が令和5年2月28日 第32回幹事会後の変更点

参考資料2

(当初案)

令和5年 月 日

中部日本海まき網漁業協議会
会長 〇〇〇〇 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長 藤矢謙

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守について

〇〇の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成18年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、17年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項等の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

令和元年には、貴協議会所属のまき網船に、回転灯を点け操業中の本府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しております。本府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただいていることは承知しておりますが、AIS(船舶自動識別装置)を利用すれば、簡単・確実に航行等の安全に役立ちますので、法令等で常時作動させることは義務付けられていませんが、決議事項3のとおり「京都府沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域で操業する本府所属の漁船については、行政、漁業者団体からもAISの搭載、作動について推進していくこととしております。

また、平成31年度に引き続き、令和2年度に決議事項6の期間を「10月から11月」から「11月から12月末」へと変更することについて要望したところですが、御存知のとおり12月のブリの漁獲は本府沿岸漁業におきましては非常に重要ありますので、操業について御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、『丹後とりがい』やかき類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されると波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、特に、早朝から午前中までの時間帯の湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員に周知のほどよろしくお願ひいたします。

記

- 1 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- 2 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
- 3 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させる。
- 4 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、できるだけ低速で航行し、事故防止に努める。
- 5 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 6 大グリ、冠島周辺において3月から4月末まで、11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

